

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター随意契約事由

類型区分	随意契約事由	根拠となる会計規程等の条文	備考
1	法令の規定等により契約の相手方が特定されるもの	会計規程第39条第4項	血液製剤、放射性医薬品の調達等
2	条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が特定されるもの	会計規程第39条第4項	
3	閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	会計規程第39条第4項	
4	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が特定されるもの	会計規程第39条第4項	
5	当該場所でなければ業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され供給者が特定されるもの	会計規程第39条第4項	
6	官報の公告等	会計規程第39条第4項	WTO協定に基づく入札広告等
7	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの ※ただし、供給者が特定されるものに限る	会計規程第39条第4項	電気、プロパン等を除くガス、上下水道等
8	郵便に関する料金 ※ただし、信書にかかるものに限る	会計規程第39条第4項	後納郵便、郵便機器等
9	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	会計規程第39条第4項	
10	業務を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	会計規程第39条第4項	
11	緊急の必要により競争に付することができないもの	会計規程第39条第4項	医療（研究）機器の緊急修理等
12	秘密の保持が必要とされているもの	会計規程第39条第4項	
13	特例政令に相当する規定に該当するもの	会計規程第39条第4項	
14	競争に付することが不利と認められるもの	会計規程第39条第4項及び 契約事務細則第29条第1項	導入機器を利用した機械警備等
15	競争に付しても入札者がいないとき、または、再度の入札をしても落札者がいないもの	契約事務細則第31条	
16	法人の定める随意契約の限度額を下回るもの	会計規程第39条第5項及び 契約事務取扱細則第30条第1項	250万円以下の工事
17	その他、随意契約によらざるを得ないもの	会計規程及び契約事務取扱細則	法律顧問、機器のリース期間中等